

八ッ場ダムの建設中止を求める会長声明

国は、速やかに、八ッ場ダムの建設中止手続を履行した上で、地元住民の方々の生活再建に取り組むべきである。

理由

- 1 当会ならびに関東弁護士会連合会は、かねてから、開発と公害、環境保全問題に継続的に取り組んできた。とりわけ、当会は平成12年に「追原ダム建設計画の即時中止と公共事業の抜本的見直しを求める会長声明」を発表し、関東弁護士会連合会も平成15年度の定期大会におけるシンポジウムにおいて「ダム問題ー脱ダムをめざしてー」をテーマに取り上げた。同シンポジウム開催の準備過程においては、利根川水系の群馬県八ッ場ダムをはじめとする全国各地のダム、湖沼、遊水池を調査対象とし、関係者からヒアリング等の調査を行っている。こうした調査研究活動の結果、同連合会は、ダム建設には、自然環境保全の観点からはもとより、事業の必要性の観点からも、根本的な見直しが行われるべきであることを決議した。さらに、同連合会は、平成17年12月には、「利根川水系河川整備基本方針策定審議に対する意見書」を公表し、利根川水系河川整備基本方針案の策定に関して毎秒22,000立法メートル（八斗島地点）の基本高水流量が過大なものであり、算定を根本的にやり直すべきであること、審議方法も、不公平、不透明かつ拙速に過ぎ、審議方法を根本的に改めるべきであると指摘した。八ッ場ダム事業の問題点については、当会においても公害対策・環境保全委員会を中心に、平成15年秋に実地調査を実施するなど、調査・研究を行ってきたところである。コンクリートの巨大なダムは、川の流れをせき止め上下流を分断し、生き物の往来を妨げるなど、環境への負荷の高さは改めて指摘するまでもない。それゆえ、ダム建設は、あらゆる代替案を徹底的に検討した最後の手段と考えるべきである。
- 2 八ッ場ダムの目的は、首都圏の利水と洪水対策とされている。しかし、首都圏の水需要は近年減少の一途である。たとえば東京はいまだに人口が増加しているが、水需要は減少している。水需要の減少は、節水型機器の普及など構造的変化によるものであって、この傾向は全国的にも同様である。今後水需要が増加する要素は見あたらず、一方で水源には十分に余裕がある。洪水対策についても、八ッ場ダム建設の契機となった1947年のカスリーン台風の降雨に対しては、八ッ場ダムの効果はゼロであることが国交省の資料によって明らかになっている。また八ッ場ダムのダムサイトは地盤が悪いことで、一旦は建設地が変更になったほどの危険な場所であり、地滑りの可能性も高い。八ッ場ダムの建設は無駄なだけではなく、貴重な自然環境を破壊し、さらには有害・危険さらある。
- 3 ところが、その方針に対して、八ッ場ダムの建設続行を求める立場から、ダム建設を中止した場合には、ダム建設を続行した場合より、かえって費用が増加するとの指摘がされている。

しかし、国交省が説明する八ッ場ダムの総事業費は4600億円であるが、これまでに支出されたものは約3210億円であり、これらの支出の多くは、道路や橋に使われ

たものであって、ダム本体工事には全く手が付けられていない。ダム本体工事に着手すれば、今後、総事業費の増額変更がありうることは過去の数多のダム工事の例が示すところである。さらに、ダムを建設した場合には、長期に渡って堆砂対策などの多額の維持管理費用を負担し続けなければならない。地滑り対策にも多大な費用を要する蓋然性がある。そして、最終的には耐用年数を経過したダムの後始末という難題を将来世代に負担させることになる。止めた方が高くなつから有害無益なダム建設を続行するというのは、多面的見地から必要性が肯定されないダムを今後も建設すべきであるという不合理な主張であって、本来、本末転倒な議論であるとともに、その論拠となるダムを建設した場合のコスト自体、今後どれだけ拡大するのか確定できないというのが実情である。今、ハッ場ダムの建設を中止する意義は大きい。

4 ハッ場ダム建設計画に長年翻弄されてきた地元住民の方々の生活再建は、もちろん極めて重要な問題であり、緊急かつ十二分な対応を要する。ハッ場ダムの建設をめぐって、地元住民の方々は、地域コミュニティーを破壊され、また、将来の生活設計が立てられないなど、これまで計り知れない犠牲を強いられてきた。地元住民の方々の悲痛な叫びは、ダム問題がいかに深刻なものかを、改めて教えてくれた。しかし、ハッ場ダムの建設の是非と、地元住民の方々が受けた苦しみに対する償いは、全く別の問題であって、国民的立場から総合的に見て、やはりハッ場ダムの建設は中止すべきと言わざるを得ない。そして、当然のことながら、地元住民の方々に対しては、観光や産業の振興策、土地の買上げや代替土地の提供等生活再建のために考え得る、あらゆる手段を講じるべきである。

よって、国は、速やかに、ハッ場ダムの建設中止手続を履行した上で、ダム建設以外のあらゆる手段を講じて地元住民の方々の生活再建に取り組むべきである。

2010年（平成22年）2月5日

千葉県弁護士会

会長 佐野 善房

